ひご利用ください。

ちづくり

防 安

災

係

7

年金だより

合 ぜ

t

全

一安心ま

6 3

線音声

確認ダイヤル

73

539

 $\frac{2}{0}$

6

かりま

申請、

から1

か月

程

度

か

※無線放送の内容がその

確認できる防災行政

無 # 書の内容を確認し、

貸出決

多 ヤ

摩

地域の多くのご当

ラクターと共演し

ま

定後に機器の発注を行うた

石川

酒造を見学します

(利

引とな

り

0

0

0

17ます。 2 5

万9.

き酒ができます)。

神社などを巡

たあとは、

ると

3

0

Ĕ

受信機 います。 6 防災行政無線戸別受信機を 貸し出しています 市では、 11

あるレ

ストラン「

「雑蔵」

6

分を現る

酒造の敷

が地内に

【対象】 聴こえない、 世帯に対 の貸し出しを行って が伝わるよう、 防災無線 Ų 確実に緊 き取りづ 0) 戸 放送 別

[日時] 5

月 21 日

(K)

午

前

9

→9万 ます。

年度分·6

※ 1

か

分前

年金係

7

6

保

険

年

務 551 所 1

【集合時間·場所】午前

Ř

 \Box 9

から4月上旬に発送

ま 機 納

30

3

0

前時

の納付書

は、

日

本年金 月

梅

年金事

73

0

30分~午後2時ごろ

くださ

ご用意します

ぜひご参

加 で

ると

の

5

0

0

円

※障害者手帳をお持ちくだ ①聴覚障害者を含む世帯 災害特別警戒 区 域 内 20 分 · J

取 (放送 が 困 0) 午前 間に) 10 時 電

さ 2341へお申し込みくだ くるみる ふっさる (月曜定休) 530

② 士 砂 する世帯 ルの差が10デシベルーレベルと通常時の騒

難と認められる世帯 ③防災行政無線の聴 ロレベル 居住 音量

> 【参加費】 2, 【定員】先着20人 歩行距離】約4.2 保険代含む 拝島駅 0 0 0 km 改札 円 食

【申込み】4月17 から午 R話または直から午後 6 時 日 (木) か 6

★第2回多摩ご当地キャラ けし ☆☆出没情報!?

災係窓口で申請書の配

(係窓口で申請書の配布及)安全安心まちづくり課防

【申込み】

市役

所

第一

棟 2

び受付を行っています

【戸別受信機の配布】申請

紀午前 ※入園料がかかります。 【問合せ】シティ 【場所】よみうりランド () プ**な** 進課 ぜひお越しください 9時~午後5 まち 4 月 27 日 551 <u>.</u> 0) 魅力 セー (日) • 創 29 造 ル ス 日

市民を災害から守ります! 福生市消防団を

玉川上

水の

開削工

事

がや熊

め

ることで

割引となる

緑

の気持ち良

季節に

期

間

0)

保険料をまとめて

年金保険料には、一

Щ

時

代

分水の水辺を歩き、

安土

前納制度」

があります。

年度分を現金で前納す

生の水辺の史跡と蔵巡り~

くるみるガイドツア

ノー〜福

度

(現金払

い)について

国民年金保険料前納割引制

紹介します

福生市消防団は瀬古毅団長を始 めとして本部5人、本部指揮班6人、 5個分団 174人の総勢 185人で活 動しています。市内の火災などに 際し、速やかに出動し、消火活動 を行います。また、自主防災組織 からの要請により応急救護訓練な どのお手伝いもしています。

今年4月から新体制でスタート しました。市内全域を5分割し、 それぞれの受け持ち区域を担当す る新しい分団長を紹介します。

【問合せ】安全安心まちづくり課 防災係☎ 551・1638

本部



団長

瀬古 毅

第四分団

(島田 豊分団長)

加美平団地

第五分団

(矢澤 吉靖分団長)

【担当区域】永田・長沢

加美第一•加美第二

副団長 髙橋 晃司







副団長 山口 哲也

第二分団 (髙木 誠分団長) 【担当区域】鍋ヶ 【担当区域】本町第 -・本町第二・本 谷戸第一・鍋ヶ谷 町第三・本町中央 戸第二・玉川台・ 本町第六・本町 富士見台・福栄・ 第七 • 本町第八第 熊川牛浜・福生団 •本町第八第二 • 武蔵野台一丁目 •

第三分団

(村野 達也分団長) 【担当区域】 牛浜第一・牛 浜第二・原ヶ谷戸・志茂第 -・志茂第二

地・南田園二丁目 • 南田園三丁目 第一分団 (大熊 敏幸分団長) 【担当区域】福生熊川住 宅・南・内出・武蔵野・

金で前納す 割引となり 7 5 万 3, 0) 割 度分や6か月分だけではな 合 までの分をまとめて前納す ることも た。 任意の月分から年度末 お問 現 金前 可能です。 い合 納では、 わ この場 1

7 金 せくださ 4 0 2 保 青

平成 26・27 年度後期高齢者 医療保険料が改定されます

平成26年1月の東京都後期高齢者 医療広域連合定例議会において、平成 26・27年度の2年間における保険料率 及び軽減措置が決定しました。

保険料率は、この2年間の財政運営 期間における医療給付費等に応じて定 めることになっています。

平成 26・27 年度の保険料率を法令に 基づき計算したところ、医療費の増加 などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保 険料の増加抑制策を講じてもなお、一 定のご負担をお願いせざるを得ないこ ととなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご 理解をお願いします。

保険料の算定にあたっては、確定申 告をはじめ所得の申告などにより決定 します。この申告等がないと保険料の 軽減も受けられませんので注意してく ださい。

なお、平成26年度後期高齢者医療保 険料額決定通知書は、7月中旬にお送

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 **☎** 551 • 1767

《保険料の決め方》

東京都の保険料額 (限度額57万円)

均等割額 被保険者1人あたり 42, 200 円

福東・南田園一丁目

所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 東京都の所得割率 8.98%

(※) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得 金額等の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。 【均等割額の軽減】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」 をもとに均等割額を軽減しています。

※65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円 を差し引いた額で判定します。ただし、所得割額の計算には高齢者特別控除は適用されません

総所得	骨金額等を合計した額	軽減割合	軽減後の額
33 万円以下	被保険者全員の年金収入が 80万円以下で、かつ、その 他の所得がない場合		4, 220 円
	上記以外の場合	8.5割	6, 330 円
33万円 + (24万5千円×被保険者数)以下の場合		5 割	21, 100 円
33万円 +(45万円×被保険者数)以下の 場合		2 割	33, 760 円

-U	(参考例)			
		年金収入のみ	世帝王の年金収入のみ	
	軽減割合	年金収入基準		
	9 割	80 万円		
	8.5割	168 万円		
	5 割	192.5万円	217 万円	
	2 割	213 万円	258 万円	

【所得割額の軽減】被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに軽減割額を判定します。 ※ 100%軽減と 75%軽減は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下	100%
20 万円以下	75%
58 万円以下	50%

〈参考例〉公的年金収入のみで他の所得がない場合				
年金収入基準	軽減割合			
168 万円以下	100%			
173 万円以下	75%			
211 万円以下	50%			

【被扶養者軽減】後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養 者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

均等割額
所得割額 9割軽減 なし

年間保険料額 4,200 円

【安全安心まちづくり市民ひろば次回の開催は】犯罪のないまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換、パトロールをしています。市内在住・在勤の方 ならどなたでも参加できます。【日時】4月24日休午後7時~9時【場所】福祉センター地下研修室【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691